

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association
Construction
Industry NEWS



一般社団法人

宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798



出前講座・現場見学会

[平成27年10月7日(水) 8:45~16:00]

都城工業高等学校 建設システム科 1年 40名

就業体験

[平成27年10月26日(月)~30日(金)]

都城工業高等学校 建設システム科 2年 30名

2016.

10

OCTOBER

No.504

目次 CONTENTS

●平成28年10月の行事予定	1
●県協会HP掲載項目案内（9月分）	2
●宮崎県建設業協会員数の推移	2
●宮崎県建設業協会	
1. 平成28年度第3回臨時常務理事会を開催	3
2. 宮崎県議会自民党会派と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催	4
3. 県議会議長への要望活動報告について	5
4. 平成28年度テレビCM放送のご案内	6
●雇用改善コーナー	
1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の 就職・採用活動に係る取扱等について	7
2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業者の就職に係る推薦及び 選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について	8
3. 公正な募集・採用のため自社の採用基準や選考方法を確認しましょう	10
●事業協同組合	
下請セーフティネット債務保証制度について	11
●技士会	
1. 「監理技術者講習」のお知らせ	13
2. 第21回土木施工管理技術論文・技術報告募集のお知らせ	13
●建退共	
1. 建退共制度加入促進強化月間について	14
2. 退職金の支給要件及び支給額の変更について	15
3. 建退共宮崎県支部取扱状況（8月分）	15
●建災防	
1. 雇用管理研修のご案内（厚生労働省委託事業）	16
2. 平成28年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について	17
3. 業務改善助成金のご案内（厚生労働省）	18
●火薬協会	
火薬類消費場所巡回指導員の委嘱について	20
●保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）	21
2. 中間前払金制度のご案内	22
●福祉共済団	
建設共済保険で『安心できる職場作り』のお手伝い	23

平成 28 年 10 月行事予定

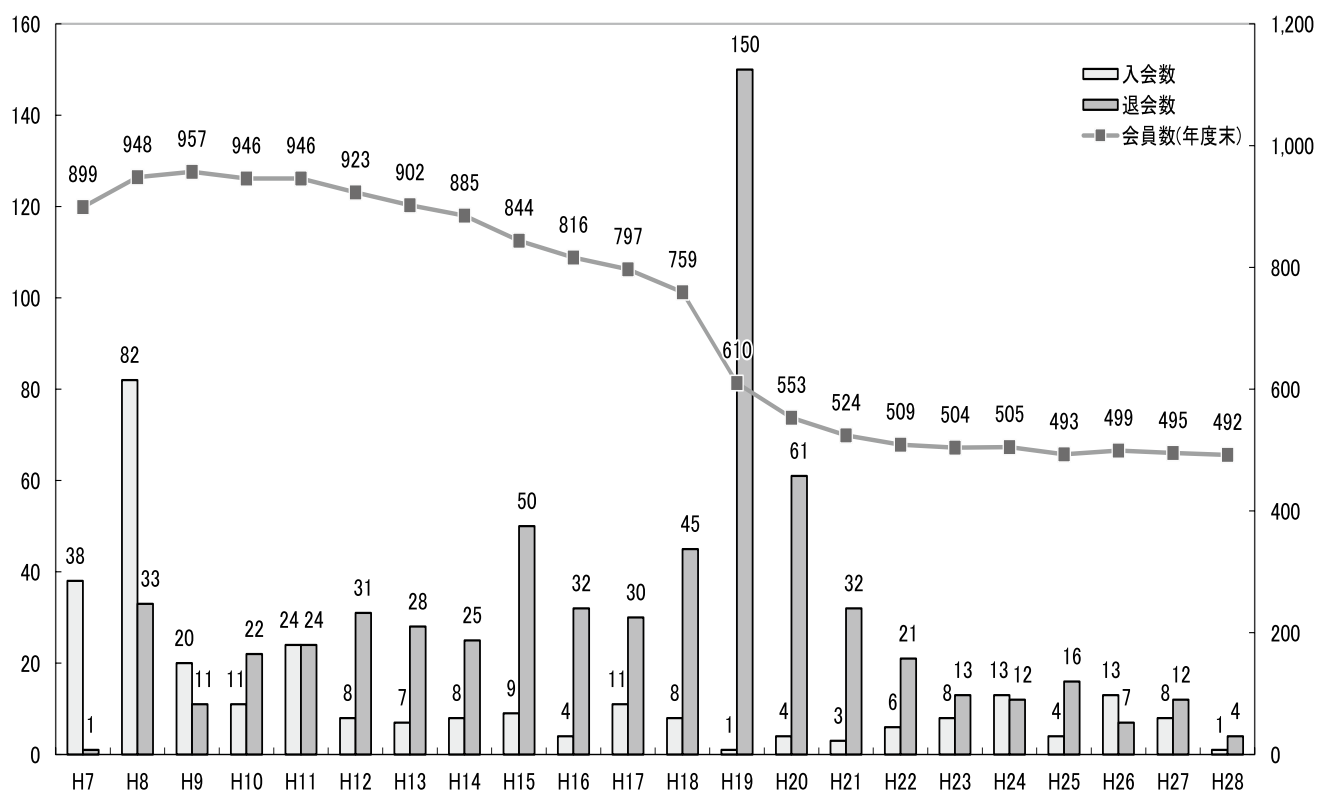
日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	土			
2	日			
3	月			
4	火	九州建設業協会会長・専務理事・事務局 局長会議（福岡）		
5	水	i-Construction（情報化施工）技術講習 会		
6	木	県協会常務理事会・県との意見交換会 県協会出前講座・現場見学会（都城工 業高校）	酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 （清武）	
7	金	全国建設青年会議 全国大会準備会（東 京）	車両系建設機械（解体用）運転技能講 習（清武）	
8	土			
9	日			
10	月	体育の日	体育の日	体育の日
11	火	宮崎県建設産業若年入職者確保・定着支 援事業の集合研修（建設業新人研修Ⅰ）		
12	水	土木・労務資材対策委員会	低圧電気取扱い業務特別教育（延岡）	
13	木		足場の組立て等の業務に係る特別教育 （清武）	
14	金		小型車両系建設機械（整地・運搬・積 込み用及び掘削用）運転の業務に係る 特別教育（清武 15 日まで）	
15	土			
16	日	宮崎県総合防災訓練（西都、高鍋）		
17	月		職長・安全衛生責任者教育（清武 18 日まで）	
18	火	女性部情報交換会		
19	水			
20	木			九州各県協同組合研修 会（福岡）
21	金	青年部連合会 日向大会（日向）	建災防全国支部事務局長会議（東京） 車両系建設機械（整地・運搬・積込み 用及び掘削用）運転技能講習（清武 22 日まで）	
22	土			
23	日			
24	月			
25	火		足場の組立て等の業務に係る特別教育 （高千穂）	
26	水	県協会出前講座・現場見学会（宮崎農 業高校）		
27	木		建退共 九州ブロック支部事務担当者 会議（長崎）	火薬保安講習会（日向）
28	金		高所作業車運転技能講習（清武 29 日 まで）	
29	土			
30	日			
31	月			

県協会HP掲載項目案内 (9月分)

【ホームページ】

項 目	所 管	形 式
テレビCMサイト、協会イメージキャラクターダウンロードサイト更新 いたしました	宮 崎 県 建 設 業 協 会	html
厚生労働省主催 平成 28 年度『『見える』安全活動コンクール』の実施に ついて (募集締切 10/31)	厚 生 労 働 省	html

宮崎県建設業協会員数の推移



年 度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
年度当初	862	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495
入 会 数	38	82	20	11	24	8	7	8	9	4	11	8	1	4	3	6	8	13	4	13	8	1
退 会 数	1	33	11	22	24	31	28	25	50	32	30	45	150	61	32	21	13	12	16	7	12	4
年 度 末	899	948	957	946	946	923	902	885	844	816	797	759	610	553	524	509	504	505	493	499	495	492

※H8 支部として建築協会加入、H19 建築協会脱退 (68社脱退)、H28はH28.9.28現在

宮崎県建設業協会

1. 平成28年度第3回臨時常務理事会を開催

平成28年8月30日（火）午後12時40分、宮崎県建設会館2階「委員会室」において、榎村事務局長が定足数（12／13名：会成立）の報告をして開会を宣した。

開会にあたり山崎会長より「8月23日の知事等への要望活動の協力にお礼申し上げる。補正がどのように推移していくかは分からないが、8割工事発注については、9月末の状況を見守りたい。予算は例年以上となる見込みだが、宮崎の割当はまだ分からない。これまで要望活動をして来ているので、効果が出てくることを期待している。建設産業においては、雇用改善、担い手の確保・育成、社会保険加入などの問題が山積しているが、本日の宮崎県議会自民党会派との意見交換会では、活発な意見をお願いしたい。」と挨拶を述べ、議事に移った。

議題については次のとおり。

議題1

宮崎県議会自民党会派との意見交換会について

榎村事務局長が会次第及び出席者について、坂元専務理事が資料に基づき討議内容について説明した。

議題2

その他

（1）建築委員会開催結果報告について

大谷総務課長が資料に基づき、7月29日（金）に開催した九州建設業協会建築委員会及び8月8日（月）に開催した（一社）宮崎県建設業協会建築委員会の結果報告をした。

河野孝文常務理事が、建築委員会における現況報告をした。

（2）「おやじの日」現場見学会報告について

菊池土木農林課長が資料に基づき、8月6日（土）に宮崎地区と延岡地区で開催した「おやじ

の日」現場見学会について報告した。また、UMKのニュース番組及び宮崎日日新聞において、見学会の内容が取り上げられたことを報告した。

藤元常務理事が開催日に係る現況について報告した。

（3）建設人材育成・確保支援事業（建設雇用改善推進事業）について

大谷総務課長が資料に基づき、工業系高校に対する出前講座講師依頼、魅力発信事業実施・助成における事業計画・実績報告の提出、建設技術フェアの実施に係る協力依頼及び建設雇用改善推進表彰の実施について提案し、承認された。

（4）宮崎を元気にする会への協賛について

榎村事務局長が資料に基づき説明し、承認された。

（5）その他

坂元専務理事が太田前国土交通大臣による地方創生講演会について説明し、山崎会長が協力を依頼した。

議題3

11月常務理事会開催日について

榎村事務局長が、11月14日（月）に開催することを提案し、承認された。



第3回臨時常務理事会

2. 宮崎県議会自民党会派と（一社）宮崎県建設業協会との意見交換会を開催

平成 28 年 8 月 30 日（火）午後 3 時 30 分、宮崎観光ホテル東館 2 階「日向の間」において、樫村事務局長が開会を宣した。

出席者については下記のとおり。

◇宮崎県議会自民党会派

星原議長、緒嶋顧問、外山自民党会長（環境農林）
松村幹事長、後藤政審会長（商工建設）
井本、中野（一）、中野（廣）、押川、二見
日高（博）、野崎、日高（陽） 県議
商工建設常任委員会：清山委員長
蓬原・丸山・横田委員
環境農林水産常任委員会：右松委員長
島田副委員長
黒木委員

◇宮崎県建設業協会

常務理事会：山崎会長、堀之内・甲斐・
河野（宏） 副会長、後藤・河野（義）・
河野（与）・藤元・河野（孝）・
興梠常務理事
事務局：坂元専務理事、樫村常務理事
兼事務局長、大谷・菊池・一安課長
有馬コーディネーター

【山崎会長挨拶】

宮崎県議会自民党会派の皆様の出席にお礼申し上げます。また、建設業界に深いご理解とご指導をいただいていることに厚く感謝申し上げます。

昨年度は当初予算に比べると厳しい年度であったが、今年度は補正予算もあり工事が多く発注されている状況である。県や各市町村における 8 割発注の取り組みでは、地域差が見られるが、9 月までの発注を心待ちにしている。

建設業界は、後継者不足や担い手確保など様々な課題があるが、年間を通して健全な経営をしなければ、それらの課題に取り組めない状況である。本会

では、建設業の現状を説明しつつ、課題について申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

【外山会長挨拶】

本会の開催にお礼申し上げます。アベノミクスの効果は、都会に比べ、地方には波及効果がないように感じる。自民党会派は、予算の減少、労働力不足や業界の制度上の問題等について十分承知している。9 月議会に向けて、本会で勉強したことを改良できることは改善し、執行部にしっかり提言できる体制で臨みたい。本会が、実りあるものとなるようお願い申し上げます。

◆意見交換会

坂元専務理事より以下の事項に関し説明があった。

- （１）宮崎県の建設業界の現状
- （２）宮崎県の社会資本整備状況
- （３）予算関係について
- （４）最低制限価格の引き上げについて
- （５）改正品確法の発注事務に係る運用の徹底と検証について
- （６）担い手の確保・育成について
- （７）入札参加資格の条件緩和等について
- （８）その他（国土強靱化地域計画の早期策定）

討議内容については、以下のとおり

○内示差について

会派→県予算と国の内示差は、農政等を含めると 100 億円程度になる。内示差の解消が課題である。当初予算は、裏付けがあって議会承認を受けており、減額されるのは納得いかない。大きな災害がないことも内示差が大きい要因の 1 つである。

○最低制限価格の引き上げについて

会派→最低制限価格に係る九州各県の状況一覧をいただきたい。今後とも、適正な利潤の確保や社会保険未加入対策を踏まえ、最低制限価格の引き上げについて訴えていきたい。



宮崎県議会自民党会派との意見交換会

○ 改正品確法について

会派→実施に努める事項の部分の情報をいただきたい。執行部に対しては、「受注者の負担を考慮し、県が手当していく必要がある」ことを訴えたい。

会派→現状の積算では施工の実態を反映していないのか。

協会→特に農林関係の積算が合わない状況である。発注者の責務ということが担当者まで浸透していないことが要因である。

○ 担い手の確保・育成について

当会→以前のような将来の事業計画が立てられないことも問題である。

○ 国土強靱化地域計画について

会派→代表質問では、国土強靱化地域計画の早期策定について取り上げたい。熊本地震を受けて、道路の重要性を国土交通省に訴えていきたい。

○ 特Aのあり方について

会派→特Aクラスの50社のうち、機械を保有していない会社が8社である。特Aの数のあり方や地域のあり方について教えてほしい。

当会→今後の発注状況や災害対応等の問題があり、議論が進んでいない状況である。

○ 建築関係について

会派→建築の大規模プロジェクトを県外業者が受けることについて考えを聞きたい。

当会→現状、大手が元請で受注することは仕方がないが、下請は県内業者が受けたい。県内業者が受注できるかは、設計内容次第である。

○ その他

会派→台風通過後の後始末について、建設業者が奉仕作業していることを県民にアピールしていく必要がある。

3. 県議会議長への要望活動報告について

(一社)宮崎県建設業協会(会長 山崎 司)並びに宮崎県建設産業団体連合会(会長 山崎 司)連名による要望を、去る8月30日(火)、星原透県議会議長に対して行った。

要望項目は下記のとおりである。

- 1 補正予算の早期編成と本県への優先配分の取組みについて
- 2 平成29年度公共事業当初予算の増額確保について
- 3 最低制限価格の引き上げについて
- 4 公共工事の発注と施工時期の平準化について
- 5 担い手の確保・育成について
- 6 改正品確法の発注事務に係る運用の浸透、徹底について
- 7 公共工事設計労務単価の更なる引き上げについて
- 8 建築・営繕工事の現場管理費、一般管理費の引き上げについて



県議会議長への要望活動報告

4. 平成28年度テレビCM放送のご案内

建設業は、宮崎における基幹産業であるとともに、住民生活や経済活動の基盤である社会資本整備の担い手として重要な役割を果たしており、さらに、県民の安全・安心を守る「地域のまち医者」的な役割も果たしております。しかしながら、いわゆる「3K」などのマイナスのイメージから、建設産業への若者の入職が進んでいないのが現状であり、人材を確保することが喫緊の課題であります。

このことを鑑み、本会においては、学生やその保護者に向けて建設産業の「魅力」を発信し、建設産業の「イメージアップ」「担い手の確保」を図るため、本年度も継続してテレビCMによるPRを放送いたします。

第3弾 平成28年度放送日のご案内

◆ CM 展開① ～番組提供枠～



宮崎県建設業協会
イメージキャラクター
「オジギビット」

1. 放送期間 平成28年7月6日（水）～平成29年3月29日（水）までの9ヵ月間
2. 放送形態
 - 30秒CM、下記番組 毎週1回放送
 - UMK ニュースの放送帯（毎週水曜20:54～21:00）
 - MRT わけもんGTの放送帯（毎週水曜20:00～21:00）
 - ※ 特番等により、上記放送時間に変更が生じる場合あり
3. 放送内容
 - シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
 - ◇第1部「夢を抱いた日」篇
 - ◇第2部「一歩ずつ」篇
 - ◇第3部「未来へ」篇

◆ CM 展開② ～スポットCM（夜型）～

1. 放送期間 平成28年12月1日（木）～12月31日（土）の1ヵ月間予定
2. 放送形態 30秒夜型 UMKのみのスポットCM
3. 放送内容
 - シリーズ3部作 第1～3部3本を順次放送
 - ◇第1部「夢を抱いた日」篇
 - ◇第2部「一歩ずつ」篇
 - ◇第3部「未来へ」篇

本会テレビCMが平成28年「第27回UMKCM大賞」に入賞！

UMK開局20周年の記念事業として、ローカルCMの発展に貢献する目的でスタートしたUMK CM大賞において、127作品のうち事前審査会でノミネートされた20作品のなかに本会のCM『夢を抱いた日90秒』が選ばれ、入賞をいたしました。

選考対象は、県内広告主のCM作品若しくは県内広告代理店が企画・制作したCM作品で、平成27年度中にUMKで初回放送されたCM作品。

受賞式が7月20日に宮崎観光ホテルであり、広告主や制作代理店の皆さんなど約120人の関係者が参加をし、贈賞パーティーが開催され、小林市の『小林市 シンダモシタン小林2015 90秒』が、CM大賞と視聴者賞をダブル受賞された。

雇用改善コーナー

1. 平成28年度の大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者の就職・採用活動に係る取扱等について

職発 0113 第 4 号

平成 28 年 1 月 13 日

主要経済団体の長 殿

厚生労働省職業安定局長



大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）卒業・修了予定者（以下「卒業予定者」という。）の求人求職秩序の維持については、種々御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たりましては、既にご承知のとおり、一般社団法人日本経済団体連合会は平成 27 年 12 月 7 日に「採用選考に関する指針」（以下「指針」という。）を改定し、大学等（就職問題懇談会）においても翌 8 日に「大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（以下「申合せ」という。）を改定しました。これにより、広報活動は平成 27 年度と同時期の卒業・修了年度に入る直前の 3 月 1 日以降に、採用選考活動は卒業・修了年度の 6 月 1 日以降に開始されることとなっております。

これを受けて、厚生労働省としましては、平成 28 年度の大学等卒業予定者の適正な採用・就職活動が行われるよう、求人求職の秩序の維持、公平・公正な採用の確保、採用内定取消しの防止等に努めていく方針であり、公共職業安定機関においては、下記のとおり取り扱うことといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨について御理解の上、大学等卒業予定者の採用・就職活動が円滑に行われるよう、下記 2 の事項について御配慮をお願いいたします。また、貴団体傘下の会員企業等に対しましても、この内容について御周知下さいますよう併せてお願いいたします。

記

1 公共職業安定機関における取扱い

従前より公共職業安定機関においては企業の採用選考活動開始時期より求人票の公開を行ってきたところであり、指針及び申合せの内容を踏まえ、平成 28 年度の公共職業安定機関における取扱いは、次のとおりとする。

(1) 求人票等の展示・公開の取扱いについて

平成 28 年度の大学等卒業予定者（以下「大学等新卒者」という。）に係る求人票、求人要項等は、平成 28 年 6 月 1 日以降に展示・公開する。

なお、平成 28 年 6 月 1 日より前に求人を受理する場合においても、当該求人者に求人票展示・公開日等について説明をし、了解を求めておく。

(2) 公共職業安定機関が作成する求人情報、ガイドブック等について

大学等新卒者を対象とした求人要項記載のある求人 情報、ガイドブック等の発行は、平成 28 年 6 月 1 日以降とする。

(3) 公共職業安定機関が主催する学生対象の就職面接会について

公共職業安定機関が主催する大学等新卒者を対象とした就職面接会は、地域の中小企業等と学生等とのマッチングに大きな効果があるため、求人票等の展示・公開開始以降、大学等の学事日程等に最大限配慮しつつ、積極的に開催する。

(4) 専修学校等の取扱いについて

指針及び申合せは、平成 28 年度専修学校卒業予定者及び公共職業能力開発施設等長期間訓練課程修了予定者を対象とするものではないが、公共職業安定機関においては、これらも大学等卒業予定者と同様の取扱いとする。

2 公平・公正な採用の確保等

公共職業安定機関としては、事業主に対し、公平・公正な採用が確保されるよう、次の点について理解の促進を図る。

- ① 高校卒業予定者等の安定的な採用の確保を図ること
- ② 男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うこと
- ③ 学生の自由な就職活動を妨げないようにすること
- ④ 募集の中止及び募集人員の削減、採用内定取消し並びに入職時期繰下げが生じないよう、的確な採用計画に基づいて採用内定を行うこと
- ⑤ 新規卒卒者以外にも多くの若年者が応募できるよう、応募機会の確保に努めること

雇用改善

2. 平成29年3月新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等並びに文書募集開始時期等について

27 文科初第 1763 号

職発 0330 第 6 号

平成 28 年 3 月 30 日

主要経済関係団体代表者 殿

文部科学省初等中等教育局長

小 松 親 次 郎

厚生労働省職業安定局長

生 田 正 幸

新規学校卒業生の就職については、種々御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新規中学校及び高等学校卒業生に対する早期選考の防止については、貴団体を始め各経営者団体等の御協力により、平成 27 年度においても適切な取扱いが図られました。

文部科学省及び厚生労働省においては、今後も、学校教育を充実し、就職希望者の適正な職業選択を確保するとともに、求人秩序の確立を図るため、平成 28 年度においても選考開始期日等の完全遵守をお願いする次第であります。

ついては、貴団体におかれても、下記の事項に御留意の上、選考開始期日等及び文書募集開始時期等の遵守について、会員事業所への周知徹底を図られるよう格別の御配慮をお願いします。

また、新規学校卒業生の採用に当たっては、本人の適正と能力のみを基準としてこれを行い、定時制課程及び通信制課程の卒業生と全日制課程の卒業生との間の差別的な取扱いや同和問題に係る差別的取扱いが行われないよう、また、男女雇用機会均等法の趣旨に沿った採用活動を行うとともに、障害者に対しては格別の考慮がなされるよう御配慮願います。

さらに、新規学校卒業生に対しての事業主の一方的な都合による採用内定取消し及び入職時期の繰下げは、決してあってはならない重大な問題です。このため「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」に沿った適正な募集・採用等が行われますよう、併せて御配慮をお願いします。

なお、新規大学等卒業生に係る採用選考が新規中学校卒業生（中等教育学校の前期課程修了者を含む。以下同じ。）及び新規高等学校卒業生（新規中等教育学校卒業生を含む。以下同じ。）に係る採用選考よりも早期に行われているところですが、それにより、新規中学校卒業生及び新規高等学校卒業生の就職機会に影響が及ばないよう配慮をお願いするところであります。

新規卒卒者をめぐる就職環境は順調に回復していると考えられるものの、就職が決まらない学生・生徒も一定数おられます。仮に就職未決定のまま卒業を迎える者が多数に上るとすれば、本人にとって若年期に就業を通じた知識・技能の蓄積が図れず、将来のキャリア形成の支障となるとともに、我が国の産業や社会を支える人材の育成が図られないなど深刻な問題を引き起こしかねません。将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、平成 29 年 3 月卒業予定者のための採用枠の拡大に向けた努力をお願いします。

記

第1 新規中学校・高等学校卒業生の就職に係る推薦及び選考開始期日等

1 推薦及び選考開始期日並びに採用内定

- (1) 新規中学校卒業生の推薦及び選考開始期日については、平成 29 年 1 月 1 日以降とし、積雪地の関係からやむを得ない事情があるときは、次の地域に限り、平成 28 年 12 月 1 日から行っても差し支えないこと。

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県（飯山公共職業安定所管内の地域に限る。）、島根県（松江公共職業安定所隠岐の島出張所管内の地域に限る。）、

雇用改善

- (2) 新規高等学校卒業者の推薦開始期日については、推薦文書の到達が平成 28 年 9 月 5 日（沖縄県については平成 28 年 8 月 30 日）以降となるようにすること。
- (3) 新規高等学校卒業者の選考開始期日については、平成 28 年 9 月 16 日以降とすること。
- (4) 採用内定の開始については、従前と同様、選考開始と同日以降に行うことができるものであること。

2 求人申込みの手続き等

- (1) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 27 条又は第 33 条の 2 の規定に基づいて、新規高等学校卒業者に係る求人申込みを受理する高等学校（中等教育学校を含む。以下同じ。）に求人申込みを行う場合においても、当面、適正な求人条件の確保、早期推薦・選考の防止及び円滑な労働力需給調整の実施等の見地から、求人申込みを行おうとする事業所は、当該事業所を管轄する公共職業安定所（以下「安定所」という。）に求人申込書を提出して、選考期日、求人内容等について適正であることの安定所の受理・確認（求人票への受理・確認印の押印）を受けた後、当該求人票により高等学校に求人申込みを行わなければならないこととすること。

したがって、この手続きによらない求人申込みのあった場合には、高等学校は、生徒の推薦を行わず、確認印の押印のある求人票の提出を求め、その提出後、推薦を行うものとする。

- (2) 求人申込みの受理の期日等については、安定所の確認事務的確な実施等適正な求人の確保を図るため、次のとおりとすること。

ア 新規中学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
- (イ) 安定所の他安定所への求人連絡は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

イ 新規高等学校卒業者に係る求人申込みの受理の期日等

- (ア) 安定所における求人申込みの受理及び確認のための求人票の受付は、平成 28 年 6 月 20 日から開始するものとする。
- (イ) 安定所が確認した求人票の求人者に対する返戻は、平成 28 年 7 月 1 日から開始するものとする。
- (ウ) 学校における求人申込みの受理は、平成 28 年 7 月 1 日以降開始するものとする。

また、安定所で受理した求人の学校への提示についても、平成 28 年 7 月 1 日以降に行うものとする。

- (3) 求人活動のための学校訪問については、原則として安定所において確認を受けた求人票により学校に求人申込みを行った日以降に行うこととするが、学校の事前の了解の下に、安定所に求人申込みを行った日以降についても行うことができるものとする。

3 就業開始期日

- (1) 新規中学校卒業者の就業開始（実習、研修等を含む。）時期は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 56 条の規定により平成 29 年 4 月 1 日以降とすること。
- (2) 新規高等学校卒業者の就業開始時期については、卒業後とするよう事業所を指導すること。

4 選考の通知

選考後は、採用内定取消しが生じないよう十分配慮しつつ、できる限り速やかに採否を決定し、選考を受けた生徒にその旨を通知すること。

第2 新規中学校・高等学校卒業者の文書募集の取扱い

1 新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規高等学校卒業者を対象とする文書募集の開始時期は平成 28 年 7 月 1 日以降とすること。

なお、文書募集を行う場合は次の条件によることとすること。

- (1) 安定所において確認を受けた求人であって、当該求人の求人票記載内容と異なるものでないこと。
- (2) 広告等掲載に当たっては、事業所を管轄する安定所名及び求人の求人番号を掲載すること。
- (3) 応募の受付は学校又は安定所を通じて行うこと。

また、求人者が文書募集による応募者を受け付ける場合であっても、推薦開始期日、採用選考期日については、上記第 1 の 1 (2) から (4) の取扱いと同様であること。

2 新規中学校卒業者を対象とする文書募集の取扱い

新規中学校卒業者を対象とする文書募集は行わないこと。

雇用改善

3. 公正な募集・採用のため 自社の採用基準や選考方法を確認しましょう

- ・募集・採用時に、本籍や家族のことを聞いていませんか？
- ・障害を理由に、障害者を排除したり、不利な条件を付したりしていませんか？

公正な募集・採用を行うために、従業員を採用するときは、職務遂行上必要な適性や能力だけを採用基準にしましょう。

適性や能力と関係のない下の表のような事項を求職者にたずねたり、採用選考に取り入れたりすることは、就職差別につながる恐れがあります。

就職差別につながらないよう、自社の採用基準や選考方法を確認しましょう。

◆公正な募集・採用のために、下の表の14事項に配慮しましょう。

就職差別につながる恐れがある14事項	
本人に責任のない事項	① 本籍・出生地 ② 家族 ③ 住宅状況 ④ 生活環境・家庭環境
本来自由であるべき事項 (思想信条に関わること)	⑤ 宗教 ⑥ 支持政党 ⑦ 人生観・生活信条など ⑧ 尊敬する人物 ⑨ 思想 ⑩ 労働組合・学生運動などの社会運動 ⑪ 購読新聞・雑誌・愛読書など
採用選考の方法	⑫ 身元調査など ⑬ 全国高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書 (様式例)に基づかない事項を含んだ応募書類の使用 ⑭ 合理的・客観的に必要性のない健康診断

※採用選考時に家族のことを尋ねるケースが大変多く見受けられるので注意しましょう。

※エントリーシートを使用する場合も、就職差別につながる恐れのある項目を設けないようにしましょう。

◆平成28年4月1日から募集・採用時における障害者差別の禁止と、合理的配慮の提供が義務となります。

- ▶募集・採用など雇用に関するあらゆる局面で、障害者であることを理由とする差別を禁止します。
＜禁止されている募集・採用事例＞

- ① 単に「障害者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ② 業務遂行上必要でない条件を付けて、障害者を排除すること
- ③ 採用の基準を満たす人の中から障害者でない人を優先して採用すること など

※積極的差別是正措置として、障害者を有利に取り扱うことは、障害者であることを理由とする差別に該当しません。
また、事業主と障害者の相互理解の観点から、事業主は、応募しようとする障害者から求人内容について問合せなどがあった場合には、その求人内容について説明することが重要です。

- ▶障害者一人一人の状態や職場の状況などに応じて合理的配慮の提供が求められます。

募集・採用時における合理的配慮とは、障害のない方との均等な機会の確保の観点から、支障となっている事情を改善する措置です。具体的にどのような措置をとるかについては、障害者と話し合った上で決めていただく必要があります。

※ 障害者差別禁止・合理的配慮に関する各種資料は、以下のURL（厚生労働省HP）をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seikakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html

改正障害者雇用促進法

検索

事業協同組合



下請セーフティネット債務保証制度について

平成27年7月1日から 下請セーフティネット債務保証制度【債権譲渡契約】の 貸付金利が変わりました！

主な変更内容

貸付金利	500万以下・・・1.8%
//	500万超・・・2.2%
事務手数料	・・・0.2%

債権譲渡は2種類！

- 県・宮崎市・延岡市・串間市発注工事は、新債権譲渡承諾依頼書及び契約証書で契約
- 上記以外の発注工事は、従来請負工事代金債権譲渡契約書で契約

必要書類

書類名	県・宮崎市・串間市	小林市・えびの市	延岡市	左記以外の国・市町村工事
1. 債権譲渡承諾依頼書及び契約証書	○		○	
2. 請負工事代金債権譲渡契約書		○		○
3. 借入申込書	○	○	○	○
4. 工事履行報告書及び出来高確認書	○	○		
5. 誓約書			○	○
6. 連帯保証書			○	○
7. 請負工事出来高証明書			○	○
8. 支払状況・支払計画書	○	○	○	○
9. 約束手形	○	○	○	○
10. 金銭消費貸借契約書	○		○	
11. 請求書	○	○	○	○

制度の概要・メリット

公共工事を受注・施工中（完成を含む）の組合員等が、発注者から将来受け取る工事請負代金債権を当協同組合に譲渡することにより、工事出来高の範囲内で貸付けを受けられる公的制度です。

便 利！

債権譲渡することにより、必要な時に貸付を受けられるので、大変便利です。
特に県、宮崎市、小林市、えびの市、串間市発注工事は保証人は必要ありません。
工事出来高の範囲内であれば、必要な額を何度でも借入できます。

経審の評点アップ！

本制度を利用した工事金は、経営事項審査の経営状況分析における負債合計額から控除できるので、経営事項審査の評点アップにつながります。

共同購買事業により資材調達ができます！《県、宮崎市、串間市発注工事限定》

新債権譲渡契約書では、組合から資材の供給が受けられます。《組合共同購買事業を利用》
資材は、当該工事の出来高率により供給を受け、代金の支払いは、工事完成金で相殺できます。
《上記以外の発注工事では、共同購買事業はご利用できません。》

組合

制度の基本的な仕組み！

○金利及び事務手数料

※ 事務手数料、0.2%が加算されます。

※ 金利は、金融情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超
金利	1.80%	2.20%
事務手数料	0.20%	0.20%

新貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市での発注工事》新債権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金、違約金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

出来高率	算式
99%以下	(請負額×出来高率－受領済額－違約金)×90%《担保掛目》
100%(完成)	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済額

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝297万円 (1,100万円×80%－440万円－110万円)×90%

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金297万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

貸付金額！《県・宮崎市・延岡市・串間市以外での発注工事》従来権譲渡契約書での契約時

請負額の90%以内で、且つ出来高の範囲内で資金の貸付けをします。また、発注者より前払金を受け取った場合は、出来高金額より前払金等を控除した残額の範囲内です。（部分払金も含みます）

計算式 貸付金額は、下表の算式の範囲内となります。

算式	請負額×出来高率×90%《担保掛目》－受領済
----	------------------------

(例) 請負金額1,100万円、前払金440万円、出来高率80%で借入の場合

○債権譲渡額＝660万円 (1,100万円－440万円)

○貸付金額＝352万円 (1,100万円×80%×90%)－440万円

○当該工事が完成した場合

(1) 発注者から協同組合へ工事代金660万円が支払われます。

(1,100万円《請負金額》－440万円《前払金》)

(2) 協同組合は貸付金352万円を清算し、手数料等を差し引いた残金を元請業者に返還します。

宮 崎 県 建 設 事 業 協 同 組 合

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2丁目9-19 宮崎県建設会館2階

TEL 0985-23-3691

FAX 0985-23-3599

URL <http://www.mk-net.or.jp>

E-mail info@mk-net.or.jp

技士会

1. 「監理技術者講習」のお知らせ

平成 28 年度の「監理技術者講習」の今後の日程についてお知らせします。

今年は、あと 1 回しかありません。更新時期に来ている方は忘れず受講してください。

平成 29 年度につきましては、本年同様 5 月、8 月、11 月に計画したいと思います。

日 程	平成 28 年 11 月 15 日 (火)
会 場	宮崎県建設会館 5 階会議室
受 講 料	インターネット申し込み 9,500 円

※ 問い合わせ 宮崎県土木施工管理技士会 (TEL 0985-31-4696)

監理技術者とは、

発注者から直接、公共工事を請負い、そのうち、総額 4,000 万円以上を下請け契約して工事を施工する場合（土木）は、監理技術者を工事現場に置かなければなりません。

監理技術者は、常に最新の法律制度や技術動向を把握する必要があることから、現行の建設業法では、監理技術者講習を修了した日から 5 年を経過することのないように国土交通大臣に登録された監理技術者講習を受講し、講習修了証を携帯しなければならないことになっております。本年度から講習修了証は監理技術者資格者証に添付することになっています。なお、監理技術者資格者証の有効期限が切れる方は再度更新手続きが必要です。

2. 第21回土木施工管理 技術論文・技術報告募集のお知らせ

（一社）全国土木施工管理技士会連合会では、技術論文・技術報告を募集しています。応募対象者は 1・2 級土木施工管理技士で個人または連名（共同執筆者は 2 人まで）となっています。工事規模の大小・工種の制限はありませんが、他団体、JCM に提出した論文・報告は応募できません。その他、詳細につきましては、（一社）全国土木施工管理技士会連合会のホームページの技術論文に記載されております。締め切りは、JCM ホームページからインターネット応募される場合は平成 29 年 1 月 6 日（金）、宮崎県技士会を通じて応募される場合は平成 29 年 1 月 4 日（水）事務局必着となります。優秀な技術論文・技術報告は表彰されます。

なお、昨年度の第 20 回土木施工管理技術報告の特別賞に宮崎県延岡市 日新興業(株) 佐藤豊明氏が表彰されています。

建退共

1. 建退共制度加入促進強化月間について

建退共では、建退共制度の普及と適正な履行の徹底を図るため、毎年10月を「建設業退職金共済制度加入促進強化月間」と定めて、様々な活動を展開しております。

本年度も10月1日から31日までの期間を同強化月間として、建設業団体、建設事業主並びに公共工事発注機関等のご協力を得ながら、加入促進及び共済証紙の適正な貼付の確保を図るための活動をいたします。

何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

将来を見据えた選択肢

建退共

安心
Relieved

不安・心配
Anxiety & Worry

建退共

手帳は定期的に確認しましょう!

建退共は建設業で働く労働者のための退職金制度です。 制度説明動画 配信中!!

建退共 検索

2. 退職金の支給要件及び支給額の変更について

中小企業退職金共済法の一部改正などに伴い、平成 28 年 4 月 1 日以降に退職された方の退職金の支給要件及び支給額が変更されています。

変更のポイントは、以下の 2 点になります。

(1) 支給要件の 1 つである納付月数が 24 月 (2 年) から 12 月 (1 年) へ短縮。

(2) 納付月数が 60 月 (5 年) 以上ある方については、支給額の増額。

なお、新たな退職金額は下表のとおりとなります。

退職金額新旧比較表

納付月数	改定後 (3.0%)	改定前 (2.7%)	備 考
1 月から 11 月	支給なし	支給なし	変更なし。
12 月 (1 年)	23,436 円	支給なし	納付月数が 12 月以上 24 月未満の場合、新たに支給対象となります。 <u>ただし、退職金の額は、掛金納付額の 3～5 割程度の額です。</u>
18 月 (1 年半)	48,174 円	支給なし	
23 月	76,167 円	支給なし	
24 月 (2 年)	156,240 円	156,240 円	納付月数が 24 月以上 60 月未満の場合、支給額の変更はなし。
36 月 (3 年)	234,360 円	234,360 円	
48 月 (4 年)	316,386 円	316,386 円	
60 月 (5 年)	410,781 円	408,177 円	2,604 円の増額。
120 月 (10 年)	945,903 円	936,789 円	9,114 円の増額。
240 月 (20 年)	2,256,366 円	2,205,588 円	50,778 円の増額。
360 月 (30 年)	3,902,745 円	3,717,861 円	184,884 円の増額。
480 月 (40 年)	6,036,723 円	5,633,754 円	402,969 円の増額。

※ 平成 28 年 3 月 31 日以前に退職請求事由が発生する方は、従前どおりとなります。

その他の変更点 (移動通算の申出期間の延長、移動通算できる退職金額の上限撤廃) の詳細は、建退共のホームページでご確認ください。

3. 建退共宮崎県支部取扱状況 (8 月分)

	共済契約者 (社)	被共済者 (名)		手帳更新 件数 (件)	退職金支給状況		掛金収納状況 (千円)	
					件数 (件)	金額 (円)		
前月末計	2,788	48,929	前月分までの累計	430,394	48,721	29,944,538,044	前 月 分	72,607
加 入	5	96	当月分	692	81	55,488,330		
脱 退	5	85	総 累 計	431,086	48,802	30,000,026,374	当 年 度 累 計	227,066
当月末計	2,788	48,940	(当年度累計)	3,816	530	428,816,219		

建災防

1. 雇用管理研修のご案内（厚生労働省委託事業）

建設労働者雇用改善法では、建設業のすべての事業所に雇用管理責任者の選任を義務づけており、労働者の募集・採用、配置、技能向上及び職業生活上の環境の整備を行うことを努めなければならないとされていますが、多忙な業務の中で知識を得ることは難しく、誤った雇用管理が労働者とのトラブルの原因となっています。ぜひ、この機会に雇用管理研修を受講いただき、貴社の雇用管理の向上にお役立てください。

対 象 者	雇用管理責任者や責任者を補佐する立場の方
受講料・テキスト代	無料
主 催・協 力	(株)労働調査会・(公社)宮崎労働基準協会
日 程・会 場	

〔基礎研修〕※①

（延岡会場）

平成28年10月26日（水）9：00～16：30（定員60名）
延岡市職業訓練支援センター 3階研修室（延岡市土々呂町4丁目4390-1）

（都城会場）

平成28年12月20日（火）9：00～16：30（定員60名）
都城地区建設業協会 2階研修室（都城市北原町26-13）

〔コミュニケーションスキル等向上コース〕※②

（宮崎会場）

平成28年12月16日（金）13：00～16：30（定員50名）
宮崎県トラック協会総合研修会館 2階研修室（宮崎市恒久1丁目7-21）

〔研修コース〕 終了後、修了証を交付いたします。

※①「基礎研修」

労働者の募集、雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識を習得する。
（雇用管理総論・募集・採用・配置・社会保険・雇用保険・就業規則など）

※②「コミュニケーションスキル等向上コース」

相談しやすい若手先輩職員が少ない若年労働者と、熟練労働者が円滑なコミュニケーションを取りながら働くことのできる環境づくりの手法や、技術や技能を修得する前に離職する若者の多い建設業の職場におけるモチベーションの維持・向上の手法を習得する。

〔問い合わせ先〕

・(株)労働調査会 雇用管理研修事業部 TEL 03-3918-5517
又は・(公社)宮崎労働基準協会 TEL 0985-25-1853

2. 平成28年度宮崎県産業安全衛生大会の開催について

県内の各事業場における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く安全意識の高揚を図ることを目的として、「宮崎県産業安全衛生大会」が11月11日（金）に佐土原総合文化センターで開催されます。労働災害防止の重要性についての認識をさらに深め、安全衛生活動の着実な実行を図るために、多数の関係各位の方々にご参加いただくようご案内いたします。



Miyazaki Industrial Safety and Health Convention
平成28年度 宮崎県産業

安全衛生大会

参加無料

2016 11/11 金

開会/13:30 閉会/16:00
会場/宮崎市佐土原総合文化センター
宮崎市佐土原町下田島 20527-4

講演テーマ
「脳のクセを知れば、人間関係はもっと楽になる！」

私たち一人ひとりの考え方のクセやパターンからコミュニケーションの癖や行動パターンを解き明かし、「合わない人」と自分との違いを他にながら、職場で人間関係が楽になるヒントをお話します。

榎木田 智子氏

- Human Skills Academy 公認 ストレスゼロ*・トレーナー
- Identity Compass 国際ライセンスコンサルタント
- フリーアナウンサー
- Eternal Growth (エターナル・グロウス) 代表

主催 宮崎県労働災害防止団体等連絡協議会
宮崎労働基準協会/建設業労働災害防止協会/林業・木材製造業労働災害防止協会/
陸上貨物運送事業労働災害防止協会/建設荷役車両安全技術協会/宮崎産業保健総合支援センター

後援 宮崎労働局/管下労働基準監督署/宮崎県/宮崎市/連合宮崎/宮崎県労連/宮崎県経営者協会/
宮崎県商工会連合会/宮崎県商工会連合会/宮崎県中小企業団体中央会

お問い合わせ先/大会事務局(宮崎労働基準協会) Tel.0985-25-1853

安全安心な職場づくりを目指して

【交通アクセス】

電車
JR佐土原駅から徒歩5分

バス

- 宮崎市南方面より
光臨台行き→広瀬台下車→徒歩3分
高橋行き→佐土原駅前下車→徒歩5分
- 西都市方面より
佐土原高校行き→広瀬台下車→徒歩3分
- 高橋町方面より
宮交シティ行き→佐土原駅前下車→徒歩5分



3. 業務改善助成金のご案内(厚生労働省)

業務改善助成金の拡充のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されます。

※平成 28 年度第二次補正予算等に基づく措置

制度の拡充 I

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30 円以上	7 / 10 (※ 1) (常時使用する労働者数が企業全体で 30 人以下の事業場は 3 / 4 (※ 1))	50 万円	事業場内最低賃金が 750 円未満の事業場
40 円以上	(※ 1) 生産性要件を満たした場合には 3 / 4 (4 / 5)	70 万円	事業場内最低賃金が 800 円未満の事業場
60 円以上	1 / 2 (常時使用する労働者数が企業全体で 30 人以下の事業場は 3 / 4)	100 万円	事業場内最低賃金が 1000 円未満の事業場

〈ご留意いただきたい事項〉

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、**助成対象**となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も**助成対象**となります。

〔ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者 1 人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その 3 年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。〕

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、**改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎**として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。

※ **助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。**

お問い合わせ先

全国 47 都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。

ただし、8 月中は、厚生労働省労働基準局賃金課 03-5253-1111 (内戦 5531、5533) にお問い合わせ下さい。

各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び電話番号は、厚生労働省ホームページで確認できます。

※厚生労働省ホームページの検索画面又は検索エンジンから「最低賃金 相談」で検索してください。

最低賃金 相談

検 索

申 請 先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。

申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

制度の拡充Ⅱ

さらに大幅な事業場内最低賃金の引上げを行う事業場に対する助成措置として、以下のコースも新設します。

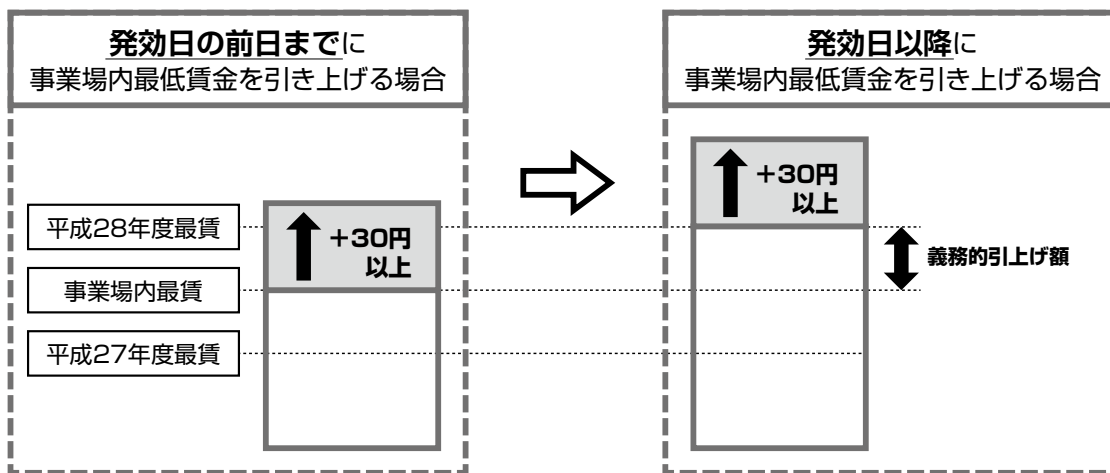
事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
90 円以上	7 / 10 (※1) (常時使用する労働者数が企業全体で 30 人以下の事業場は 3 / 4 (※1))	150 万円	事業場内最低賃金が 800 円以上 1000 円未満 の事業場
120 円以上	(※1) 生産性要件を満たした場合には 3 / 4 (4 / 5)	200 万円	

※「制度の拡充Ⅰ」の「 」の＜ご留意いただきたい事項＞については「制度の拡充Ⅱ」にも同様に適用されます。

支給の要件

- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者（雇入れ後 6 月を経過していること）の賃金を引き上げる計画を作成し、申請後に賃金引上げを行うこと。
※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 生産性向上のための設備・器具の導入などを行うこと。
※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など、会社通念上当然に必要となる経費は対象外となります。
- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、①の賃金引上げは、その**発効日の前日まで**に行うこと。
賃金引上げを地域別最低賃金の**発効日以後**に行う場合は、**改定後の地域別最低賃金を上回る事業場内最低賃金を基礎**として、前頁の表及び上の表に定められた額以上の引上げを行うこと。

※**発効日は都道府県により異なりますので、ご注意ください。**



※ 事業場内最低賃金の引上げ額が30円以上の場合の例。

宮崎県最低賃金が時間額 714 円に改正 (宮崎労働局よりお知らせ)

宮崎県最低賃金は、平成 28 年 10 月 1 日（土）から「時間額 714 円」に改正されました。最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

火薬協会



火薬類消費場所巡回指導員の委嘱について

宮崎県火薬保安協会においては、地区（市）建設業協会長から推薦のあった下記の13名の方を火薬類消費場所巡回指導員として委嘱いたしました。

巡回指導員の皆さんは、担当地域内の火薬類消費場所を巡回し、火薬類の事故防止に関する指導を行っていただくことになります。会員の皆様方のご理解とご協力をお願い致します。

なお、退任されます、山口勝也氏（串間地区）、河野与一氏（小林地区）中武士氏、（西都地区）、安田初美氏・大野一生氏・菊池隆一氏・岡村順一氏（日向地区）、奈須宏通氏（高千穂地区）には長期間の巡回指導員としての活動により火薬類事故防止にご尽力いただきました。大変ご苦勞様でした。衷心より感謝申し上げます。

委嘱期間 平成28年9月1日から平成30年8月31日まで

氏 名	所 属 会 社	担 当 地 区	担 当（市）	備 考
原 田 勉	大和開発(株)	宮崎市 (高岡町を除く)	宮崎地区建設業協会	再 任
三 輪 幸 憲	(株)長友組	綾町、国富町、 高岡町	東諸地区建設業協会	再 任
栄 浩一郎	永野建設(株)	日南市	日南地区建設業協会	再 任
池 島 正 浩	(有)大洋建設	串間市	串間市建設業協会	新 任
白 谷 晃	(株)財部組	都城市、三股町	都城地区建設業協会	再 任
川 野 良 二	八重尾産業(有)	小林市、えびの市、 高原町	小林地区建設業協会	新 任
戸 高 道 悦	(株)増田工務店	高鍋町、新富町、 川南町、都農町、 木城町	高鍋地区建設業協会	再 任
長 友 青	(株)宮本組	西都市、西米良村、 椎葉村	西都地区建設業協会	再 任
池 田 重 信	(株)山崎産業	延岡市	延岡地区建設業協会	再 任
川 口 正 規	旭建設(株)	日向市、門川町、 西郷区、北郷区、 諸塚村、 椎葉村の一部 (大河内方面を除く。)	日向地区建設業協会	新 任
千 草 健士郎	(株)松澤組			新 任
甲 斐 和 彦	高千穂土木(株)	高千穂町、 五ヶ瀬町	高千穂地区建設業協会	新 任
上 田 英 夫	上田土木(有)	日之影町		再 任

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（8月分）

西日本建設業保証(株) 宮崎支店

(単位:件、百万円)

I. 全般の状況

年 度	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
平成28年度	402	19.3%	11,417	6.7%	1,663	19.0%	54,916	21.7%
平成27年度	337	▲3.2%	10,704	6.3%	1,398	▲22.6%	45,137	▲34.2%
平成26年度	348	▲26.0%	10,074	▲40.0%	1,806	▲10.8%	68,590	▲18.5%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比（以下同じ）

II. 発注者別の状況

(単位:件、百万円)

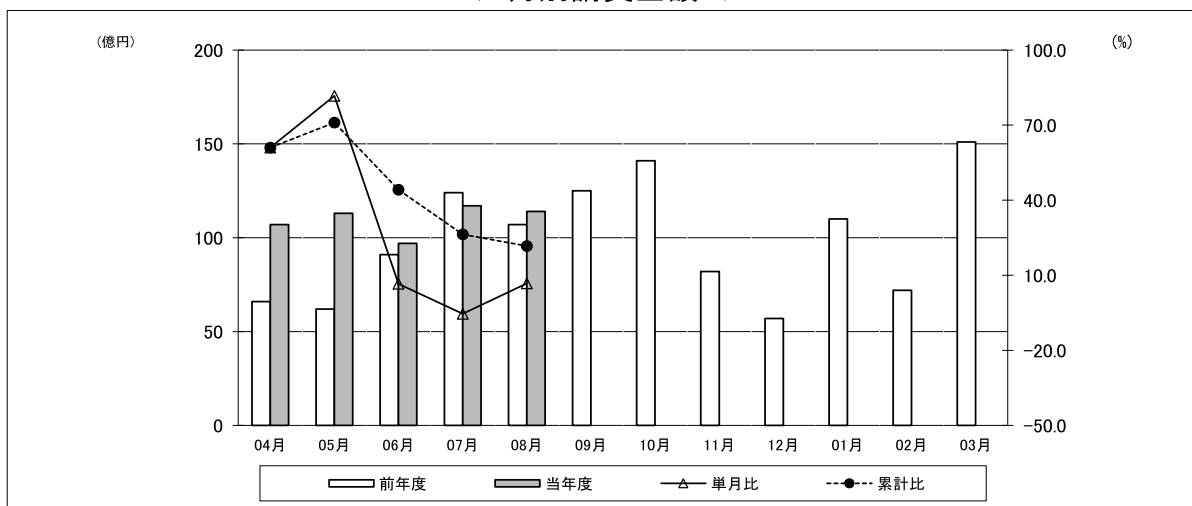
発注者区分	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
国	29	▲23.7%	2,463	▲14.3%	152	12.6%	15,158	45.9%
独立行政法人等	1	<	228	<	11	0.0%	2,385	24.3%
県	138	26.6%	3,992	18.8%	558	25.7%	15,086	14.2%
市町村	231	26.2%	4,638	17.4%	927	17.5%	21,395	24.6%
その他	3	▲57.1%	94	▲81.6%	15	▲21.1%	890	▲63.7%
計	402	19.3%	11,417	6.7%	1,663	19.0%	54,916	21.7%

III. 地区別の状況

(単位:件、百万円)

地 区	当 月				累 計			
	件数	増減率	請負金額	増減率	件数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	90	26.8%	2,733	24.2%	345	15.4%	14,134	29.6%
日 南	26	▲13.3%	955	▲21.5%	119	8.2%	4,529	▲23.1%
串 間	21	75.0%	477	▲14.8%	71	4.4%	1,553	10.2%
都 城	34	▲30.6%	1,241	▲23.3%	211	22.0%	8,235	23.7%
小 林	42	16.7%	1,181	15.7%	186	33.8%	5,780	55.3%
高 岡	9	▲55.0%	230	▲50.4%	53	▲1.9%	1,472	48.2%
西 都	24	20.0%	321	▲35.8%	103	21.2%	1,899	▲27.2%
高 鍋	29	52.6%	640	32.7%	91	24.7%	1,947	▲19.6%
日 向	72	84.6%	2,043	114.4%	267	39.8%	7,486	68.7%
延 岡	26	4.0%	1,148	▲5.9%	104	▲14.0%	4,431	21.5%
西臼杵	29	81.3%	442	▲4.6%	113	32.9%	3,444	40.7%
計	402	19.3%	11,417	6.7%	1,663	19.0%	54,916	21.7%

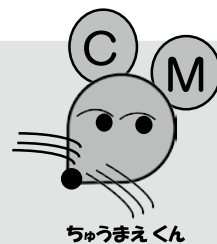
< 月別請負金額 >



2. 中間前払金制度のご案内

**御社の工事には
“ちゅうまえ”がついている！**

中間前払金制度のご案内



ちゅうまえくん

西日本建設業保証株式会社

工期の半分が経過し、工事出来高が 50%を超えていれば、当初の前払金（請負金額の 40%）に加えて、さらに 20%の中間前払金を受け取ることができます。

※対象条件は発注者によって異なります。詳しくは弊社までお問い合わせください。

例えば請負金額5000万円の場合・・・

1000万円が即利用可能！ 保証料はわずか **6500円！**

手続きの流れ

発注者へ「認定請求書」を提出

発注者より「認定調書（通知書）」が交付

保証会社へ保証申込み

「保証証書」を発注者へ提出

発注者より中間前払金が入金～ご利用

安い！

保証料率0.065%！
借入利息より
はるかに安い！

”ちゅうまえ”
3つのメリット

便利！

簡単手続きで払出OK！
入金後すぐ利用
できます。

簡単！

簡便な出来高検査！
煩雑な資料作成も
不要！

保証申込に必要な書類

・保証申込書・前払金使途内訳明細書・認定調書（通知書）

お申し込み・お問い合わせは・・・

西日本建設業保証株式会社 宮崎支店（担当：佐田・西川）

TEL 0985-24-5656

FAX 0985-20-1167

平成28年度宮崎県内の中間前払金保証実績（平成28年8月末現在）

（単位：件、百万円）

発注者	件数	増減率	請負金額	増減率
国土交通省	3	<	852	<
宮崎県	39	30.0%	2,130	108.5%
宮崎市	9	12.5%	248	77.4%
都城市	1	▲66.7%	106	▲29.6%
延岡市	4	▲33.3%	174	▲57.5%
日南市	1	0.0%	14	▲62.6%
西都賀市	1	<	20	<
綾町	1	<	15	<
高千穂町	1	<	218	<
日之影町	1	0.0%	39	1.7%
美郷町	1	<	41	<
椎葉村	2	<	8	<
宮崎大学	1	<	378	<
計	65	25.0%	4,249	127.9%

建設業福祉共済団からのお知らせ

建設共済保険で『安心できる職場作り』のお手伝い

— 10月1日～11月30日 「建設共済保険」加入促進月間を実施中!! —

- （公財）建設業福祉共済団では、建設業に従事する労働者などの福祉の増進等を図る一環として「建設労災補償共済保険」制度（以下、「建設共済保険」という。）を、昭和45年11月から運営しています。
- 毎年、10月1日から11月30日の2か月間を「建設共済保険加入促進月間」と定め、各都道府県建設業協会、支部・地区協会のご協力を得ながら、説明会の開催、ポスターの掲示、新聞・業界会報誌への広告掲載により加入を呼びかけ、建設業における「安心できる職場作り」のためのお手伝いを進めて参ります。

「建設共済保険 年間完成工事高契約」の《ポイント》

- ▶ 主契約である「年間完成工事高契約」は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）で働く労働者が、業務上または通勤途上の災害により死亡あるいは障害等級第1級から第7級、傷病等級第1級から第3級に該当した場合に、国の労災保険に上乗せして保険金を支払う制度です。
 - ▶ 保険金には、被災労働者等に対する追加的補償を行う「被災者補償」と労働災害の再発防止措置等を講じるための企業の諸費用を補償する「諸費用補償」があります。
 - ▶ 元請・下請を問わず無記名で補償。元請・下請それぞれの保険契約者に重複支払いを行います。
 - ▶ 加入は、国土交通大臣又は都道府県知事から「建設業」の許可を受けて建設業を営む事業主であれば、どなたでも加入できます。
 - ▶ 「建設共済保険」の年間完成工事高契約に加入頂くと、「経営事項審査」で15点が加算されることもあり、平成28年3月末の契約件数は「24,000社を超える事業所」にご加入頂いています。
 - ▶ 建設業界による自主的な共済保険で、掛金（保険料）が安くなっています。掛金（保険料）は、年間完成工事高、保険金区分、工事の種類などによって算出します。
- 掛金試算やご質問、資料請求は
(URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>) まで
- ▶ また、当共済団では、被災労働者のお子さんに対する「育英奨学金（返済不要）」事業に加え、平成28年4月から労働災害の防止を目的として安全衛生用品の頒布や建設現場で働く女子労働者のために女性専用トイレを導入するための費用に対する助成等を内容とする「労働安全衛生推進事業」も開始いたしました。



安い掛金！ 大きな補償！

建設共済保険

法定外労災補償制度



「建設共済保険」の
他にも、次のような
事業を行っています。

育英奨学事業

被災者（死亡および身体障害・
傷病3級以上）の子供に対し
て、要保育期間および小学校か
ら大学までの在学期間中、返済
不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ導入費用
に対する助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

28年4月
スタート！

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15(虎ノ門NSビル)

■取扱機関：(一社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

Tel. 0985-22-7171 FAX. 0985-23-6798

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel. 03-3591-8451

建設共済保険

検索